

別表1（第4条関係）

公衆浴場衛生設備改善事業補助対象基本額等表

区分	補助対象設備名	補助対象基本額（円）	耐用年数(年)	補助対象限度額（円）
1	循環ろ過機	1,500,000	5	7,000,000 〔過去5年間の補助対象額を含む。〕
2	滅菌器	250,000	5	
3	温水缶ボイラー	3,500,000	3	
4	温水器	1,000,000	3	
5	シャワー	750,000	5	
6	重油バーナー	550,000	3	
7	雑燃焼器	400,000	3	
8	真空ボイラー	3,800,000	3	
9	熱交換器	750,000	3	
10	高齢者等入浴援助設備	2,000,000	5	
11	加熱補助設備 (ヒートポンプ)	2,500,000	5	
12	地下貯蔵タンク (内面コーティング等)	2,500,000	15	
13	配管設備	1,000,000	8	
14	水中ポンプ	600,000	5	
15	太陽熱利用温水設備	600,000	—	600,000

- 1 第1項、第2項、第9項又は第11項に掲げる設備を複数設ける場合は、それぞれの設備ごとに2設備まで交付の対象とする。
- 2 第10項の高齢者等入浴援助設備（平成6年3月2日付け衛指第33号厚生省生活衛生局指導課長通知による福祉入浴援助事業を行う公衆浴場の設備に関する基準に掲げられた設備をいう。）にあつては、同項に定める補助対象基本額を超えない範囲において、既に交付の対象となった設備以外の設備を交付の対象とする。
- 3 第12項の地下貯蔵タンクにあつては、内面コーティング等の安全防止対策に係る改修若しくは地下貯蔵タンクの使用停止に伴う地上貯蔵タンクの新設を交付の対象とする。